

藤枝市個人情報保護条例の一部を改正する条例

第 1 条 藤枝市個人情報保護条例（平成15年藤枝市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「ただし」の次に「、特定個人情報以外の個人情報にあっては」を加え、同条第 3 項中「国及び地方公共団体」を「国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」に改め、同条第 5 項を同条第 6 項とし、同条第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。

第 5 条第 2 項ただし書中「いずれか」の次に「（特定個人情報にあっては、第 1 号に限る。）」を加え、同項第 8 号中「（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）」及び「（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」を削る。

第 6 条中「個人情報取扱事務の目的」の次に「（以下「利用目的」という。）」を加え、「個人情報を当該実施機関の内部で」を「個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を自ら」に改める。

第 6 条の次に次の 2 条を加える。

（特定個人情報の利用の制限）

第 6 条の 2 実施機関は、利用目的以外の目的のために特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために特定個人情報を自ら利用することができる。ただし、特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(特定個人情報の提供の制限)

第6条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

第7条第1項中「、個人情報」の次に「(特定個人情報を除く。次項において同じ。)」を加える。

第11条第1項中「個人情報」の次に「(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この章において同じ。)」を加える。

第13条第2号イ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に、「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

第13条第8号中「未成年者の法定代理人」を「第11条第2項の規定により本人に代わって代理人」に、「未成年者」を「本人」に改める。

第27条第1項中「個人情報を実施機関が第5条の規定に違反して収集したと認めるときは」を「個人情報が次の各号のいずれかに該当するときは」に、「その消去」を「その利用の停止又は消去」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第5条の規定に違反して収集したと認めるとき。
- (2) 第6条の規定に違反して利用していると認めるとき。
- (3) 第6条の2の規定に違反して利用していると認めるとき。
- (4) 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。以下同じ。)に記録されていると認めるとき。

第27条第2項中「個人情報を実施機関が第6条又は第7条の規定に違反して利用し、又は提供していると認めるときは」を「個人情報が次の各号のいずれかに該当するときは」に、「その利用又は提供の停止」を「その提供の停止」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第6条の規定に違反して提供していると認めるとき。
- (2) 第6条の3の規定に違反して提供していると認めるとき。
- (3) 第7条の規定に違反して提供していると認めるとき。

第35条第3項中「による個人情報の開示」の次に「(特定個人情報の開示を

除く。) 」を加える。

第36条第2項中「個人情報保護制度の運営に関する事項」を「次に掲げる事項」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 個人情報の保護に関する重要な事項

(2) 番号法第27条第1項に規定する評価書に記載される特定個人情報ファイルの取扱いに関する事項

第2条 藤枝市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 この条例において「情報提供等記録」とは、番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第6条の2第2項中「目的のために特定個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。)」を加える。

第25条に次の1項を加える。

5 実施機関は、情報提供等記録の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なくその旨を書面により通知しなければならない。

第27条第1項中「自己に関する個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。以下この条から第31条までにおいて同じ。)」を加える。

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中藤枝市個人情報保護条例第2条第2項及び第3項の改正規定、同条例第5条第2項第8号の改正規定、同条例第13条第2号の改正規定並びに同条例第36条第2項の改正規定 公布の日

(2) 第1条中藤枝市個人情報保護条例第6条の次に2条を加える改正規定 番号法附則第1条第4号に規定する規定の施行の日

(3) 第2条の規定 番号法附則第1条第5号に規定する規定の施行の日